

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律<u>第三条第二項及び第四項の規定に基づき</u>文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準</p> <p>第四 施設設備</p> <p>一 法<u>第三条第三項</u>の幼稚園及び保育所等については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましいが、建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合においては、次の1及び2に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>1 2 (略)</p> <p>2 8 (略)</p> <p>第八 管理運営等</p> <p>1 6 (略)</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律<u>第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき</u>、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準</p> <p>第四 施設設備</p> <p>一 法<u>第三条第二項</u>の幼稚園及び保育所等については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましいが、建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合においては、次の1及び2に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>1 2 (略)</p> <p>2 8 (略)</p> <p>第八 管理運営等</p> <p>1 6 (略)</p>

七 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。